

平成二十年九月

時間外労働に係る割増率に関する要望書

厚生労働大臣

舛添 要一 殿

社団法人 全国乗用自動車連合会

会長 富田 昌孝

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は、当業界に対し格別のご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、政府は、現在、月八〇時間を超える時間外労働に係る割増率を五割以上とすること等を内容とする「労働基準法の一部を改正する法律案」を国会に提出されておりますが、仄聞したところによりますと、自由民主党及び公明党の両党は、割増率を五割以上とする時間外労働を月六〇時間を超える時間外労働とする方向で政府案を修正する予定と聞いております。

もとより、労働時間の延長が適正なものとされ、仕事と生活の調和が図られることは、当業界におきましても強く期待するものですが、当業界は、平成十四年二月の規制緩和により事業者数、車両数とも増加し、運賃競争も激化しているところ、近年の燃料高騰により疲弊状態にあり、今以上の人件費増に耐えられる状況にはありません。

また、貴職におかれては、労働時間の延長を適正なものとするため、「労働基準法第三六条第一項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」（平成一〇年労働省告示第一五四号）を定められ指導されておりますが、自動車運転者については、事業や業務の性格から限度時間の適用にはなじまないものがある等との理由から、別途「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第七号）を制定され、指導されているところであり、割増率の問題につきましてもこのような業務等の特性を踏まえた取扱いがされるべきものと考えます。

このため、当連合会では、先の政府案決定の際にも要望させて頂きました。が、改めて要望書を提出致しますので、貴職におかれましては、かかるタクシー事業の実態や業務特性等にご理解を賜り、法案の審議に当たります。は、自動車の運転の業務を割増率の引き上げ対象業務から除外されるなど、特段

の配慮を賜りますようお願い致します。謹白